

改正

平成25年12月27日 条例第38号

平成31年 3 月25日 条例第 6 号

岩国市錦高根総合交流促進施設条例

(目的及び設置)

第 1 条 都市と農村の交流を促進し、農業に対する理解を深め、岩国市の特産品の振興及び雇用の場の確保を図り、もって農林漁家の所得向上と地域の活性化に資することを目的として、錦高根総合交流促進施設（以下「交流施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
錦高根総合交流促進施設「清流の郷」	岩国市錦町宇佐郷1075番地

(事業)

第 3 条 交流施設は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 地域特産物の販売及び食材の提供に関すること。
- (2) 宿泊施設及び温泉入浴施設の提供に関すること。
- (3) 観光情報等の提供に関すること。
- (4) 農業の体験と普及に関すること。
- (5) その他第 1 条に定める目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(休館日)

第 4 条 交流施設の休館日は、市長が別に定める。

(開館時間)

第 5 条 交流施設の開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までの間で市長が別に定める。

(利用の許可)

第 6 条 交流施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(利用の制限)

第 7 条 市長は、前条の許可を受けようとする者の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 交流施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、交流施設の管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第 8 条 交流施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、許可と同時に別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、

この限りでない。

- 2 市長は、公用又は公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（入館の制限）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、交流施設への入館を拒み、又は退館を命じることができる。

- （1） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者
 - （2） 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品若しくは動物（身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）の類を携帯する者
 - （3） その他交流施設の管理上支障があると認められる者
- （目的外利用等の禁止）

第10条 利用者は、許可を受けた目的以外に利用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（利用許可の取消し等）

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は管理上必要があると認めるときは、その利用の許可を取り消し、若しくは許可の内容を変更し、又はその利用を停止し、若しくは利用条件を変更することができる。

- （1） この条例又は市長の指示に違反したとき。
 - （2） 許可を受けた利用の条件に違反したとき。
 - （3） 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
 - （4） 前3号に掲げる場合のほか、交流施設の管理上特に必要があると認められるとき。
- 2 前項の規定による処分により、利用者が損害を受けることがあっても、市は、その損害の賠償の責めを負わない。

（原状回復の義務）

第12条 交流施設の入館者又は利用者は、施設の利用が終わったとき、又は前条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、その利用した施設、附属設備、器具等を速やかに原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第13条 故意又は過失により、交流施設の施設、附属設備、器具等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が利用者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（指定管理者による管理）

第14条 市長は、交流施設の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

- 2 前項の規定により交流施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、第4条及び

第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、交流施設の休館日を変更し、若しくは臨時に休館し、又は開館時間を変更することができる。

- 3 第1項の規定により交流施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条、第7条、第9条及び第11条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替え、同条第2項中「市」の次に「及び指定管理者」を加える。

(指定管理者が行う業務)

第15条 前条の規定により管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 交流施設の利用許可に関する業務
- (2) 交流施設の利用料金に関する業務
- (3) 第3条に規定する事業の実施に関する業務
- (4) 交流施設の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条に定める目的を達成するために必要な業務(利用料金)

第16条 第14条第1項の規定により指定管理者による管理を行う場合において、市長が交流施設の管理運営上必要があると認めるときは、第8条の規定にかかわらず、指定管理者は利用者から交流施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を徴収することができるものとする。この場合において、第8条の規定は、適用しないものとする。

- 2 前項に規定する利用料金は、許可と同時に前納しなければならない。ただし、指定管理者が、あらかじめ市長が定める基準に従い後納を認めるときは、この限りでない。
- 3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 5 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い特に必要があると認められるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から別に定める指定管理者の指定の期間の始期の日(以下「指定管理の開始日」という。)までの間における交流施設(市長が管理することとした場合を除く。)の管理(利用料金に係る規定を含む。)については、合併前の高根地区総合交流促進施設の設置及び管理に関する条例(平成11年錦町条例第1号。以下「合併前の条例」という。)の例による。ただし、施行日前に合併前

の条例の規定により指定管理者による管理を行っている場合は、この限りでない。

- 3 施行日前に、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。この場合において、合併前の条例の規定によりなされた利用の許可のうち指定管理者が管理することとした場合における処分（指定管理の開始日以後の利用に限る。）については、この条例の相当規定により指定管理者が許可したものとみなす。
- 4 施行日前に、合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった利用料金の取扱いについては、合併前の条例の例による。

附 則（平成25年12月27日条例第38号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（使用料等の額に関する経過措置）
- 2 施設の利用その他の行為（以下「利用等」という。）を行おうとする者が、利用等に係る使用料、利用料金、占用料、手数料等（以下「使用料等」という。）をこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に納付している場合において、施行日以後に当該使用料等の納付に係る施設の利用等を行うときは、当該利用等に係る使用料等の額については、この条例による改正前の使用料等の額とする。
（回数券及び回数乗車券の使用に関する経過措置）
- 3 施行日前に発行された回数券及び回数乗車券については、施行日以後も引き続き使用することができる。
（定期駐車券及び定期乗車券の使用に関する経過措置）
- 4 施行日前に発行された定期駐車券及び定期乗車券であって、その有効期間又は通用期間が施行日以後に及ぶものについては、施行日以後も引き続き使用することができる。

附 則（平成31年3月25日条例第6号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
（使用料等の額に関する経過措置）
- 2 施設の利用その他の行為（以下「利用等」という。）を行おうとする者が、利用等に係る使用料、利用料金、占用料、手数料等（以下「使用料等」という。）をこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に納付している場合において、施行日以後に当該使用料等の納付に係る施設の利用等を行うときは、当該利用等に係る使用料等の額については、この条例による改正前の使用料等の額とする。
（回数券及び回数乗車券の使用に関する経過措置）
- 3 施行日前に発行された回数券及び回数乗車券については、施行日以後も引き続き使用することができる。
（定期駐車券及び定期乗車券の使用に関する経過措置）
- 4 施行日前に発行された定期駐車券及び定期乗車券であって、その有効期間又は通用期間が施行日以後に及ぶものについては、施行日以後も引き続き使用することができる。

別表（第 8 条、第16条関係）

使用料、利用料金

区分	金額
浴室	1 人100円以上1,040円以下
交流室	12畳当たり 1 回1,040円以上10,470円以下 (ただし、専用の場合に限る。)
コテージ	1 棟当たり 1 回1,040円以上20,950円以下 (ただし、4 人までとし、追加 1 人当たり 520円以上3,140円以下 を追加する。)
体験農園	1 区画 1 年間1,040円以上20,950円以下

備考 第 8 条第 1 項の規定により使用料を徴収する場合における金額は、この表に定める金額の範囲内において、市長が定める。